

## 一般競争入札の実施

次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年6月23日

奈良県知事 山下 真

### 第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 件名  
第817-委-2号 道路パトロール等効率化業務委託（道路調査費）
- 2 入札案件の数量及び特質  
特記仕様書のとおり。
- 3 履行期間  
契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで（長期継続契約）
- 4 履行場所  
奈良県全域（県管理道路）
- 5 入札方法  
郵便又は投函による入札
- 6 その他  
詳細は、特記仕様書によります。

### 第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす単体とします。

#### 1 共通事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

## 2 参加資格等（登録部門）に関する条件

(1) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領並びに奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

### (2) 1) 資格登録業種

以下①かつ②に該当する者

- ① 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）に基づき作成された競争入札参加資格者名簿の中から、次の登録区分で登録している者  
大分類 Q 役務の提供  
中分類 4 検査・分析・調査業務  
小分類 ③ 調査分析業務
- ② 奈良県建設工事競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「道路」部門の入札参加資格を持つ者

### 2) 形態

単体

### 3) 所在地

奈良県内に本店または営業所を有する者

## 3 技術者の配置に関する条件

この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が「道路」であること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設-道路））
- ② 技術士（建設部門（道路））
- ③ 建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④ シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

また、配置予定技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「競争入札参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。

## 第3 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、第2の2及び3に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第4の1の（3）で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書9で示す書類を入札説明書3の（1）で示す場所に提出しなければなりません。

## 第4 入札参加資格確認手続等

1 本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を提出し、奈良県の確認を受けなければなりません。

### (1) 入札説明書及び設計図書等の交付

#### ア 交付期間

令和8年6月23日（火）から令和8年7月14日（火）まで。

#### イ 交付方法

奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課のホームページからダウンロードしてください。

(2) 設計図書等閲覧

(1) のイに掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

ア 日時

令和8年6月23日(火)から令和8年7月14日(火)まで  
(土・日・祝日を除く)の午前10時から午後4時まで。

イ 場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁分庁舎6階)  
奈良県県土マネジメント部 道路マネジメント課 道路環境向上係  
電話:(直通)0742-27-7512

(3) 競争入札参加資格確認申請書の提出

ア 提出期限 令和8年7月7日(火)午後4時まで。(必着)

イ 提出場所 1の(2)のイに同じ

ウ 提出方法 書留郵便又は持参により提出

エ 提出部数 1部

オ 添付書類

- ・様式1
- ・第2の2(2)を証する書面
- ・様式S6-1及び添付資料
- ・様式S6-2及び添付資料

2 入札参加資格の適否は、令和8年7月13日(月)に「入札参加資格通知書」を発送します。  
なお、入札参加にあたっては、この「入札参加資格通知書」の提出が必要です。

第5 入札手続等

1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先  
第4の1の(2)のイに同じ

2 入開札の日時及び場所

(1) 入・開札の日時 令和8年7月14日(火) 午後 2時00分

(2) 入・開札の場所 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県庁分庁舎6階 入札室

第6 問い合わせ先

1 入札手続等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課(道路環境向上係(県庁分庁舎6階))  
電話番号(直通)0742-27-7512

## 第7 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金  
免除します。

3 契約保証金  
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

4 申請書等に虚偽の記載をした場合は、入札参加停止を行うことがあります。

5 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

6 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

7 契約書作成の要否  
要します。

8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により決定します。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領及び奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けたとき。
- (2) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2) から(6) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2) から(6) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(2)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、9の(2)、(4)、(5)及び(6)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 11 その他

詳細は、入札説明書、特記仕様書及び契約書案によります。